

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 開会宣告
- ・ 議題の確認

---

1 調査事件

(1) NPO法人理事長逮捕にかかる障がい者の就労支援施設の運営について

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 本件について説明を受けるため、理事者に出席を求めたいと思うが、いかがか。（異議なし）
- ・ 理事者の出席を求める。

（保健福祉部 入室）

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 説明願う。

○保健福祉部長（種田 貴司）

- ・ 今月4日、先週の水曜日になるが、特定非営利法人日本障害者・高齢者生活支援機構の理事長が、偽造有印公文書行使と詐欺などの疑いで逮捕されたとの報道があった。市としては、当該法人が運営している「地域サービスセンターはこだて」、こちらの事業所を就労継続支援B型の事業所として指定をしているので、これまでの経過と現状を御説明させていただきたい。
- ・ 当該NPO法人は平成19年に北海道の認証を受け設立した法人であり、平成21年10月に、当時は事業所の指定を北海道が行っていたけれども、就労継続支援B型の事業所の指定を受けて、平成24年度からこの権限が函館市に移譲をされており、市が現在所管をしている。また、放課後等デイサービスも事業を行っているけれども、こちらは現在も北海道の指定であり、平成24年4月から昨年3月にかけて、4カ所の放課後デイサービスの事業所の指定を受けている。このうち1カ所については、今年2月に休止の届け出が出ていると伺っている。だから、現在は函館市が指定をしている就労支援継続B型の事業所と、それから北海道が指定をしている放課後等デイサービスの3カ所の事業所を、福祉関係では指定を受けていることになる。いずれの事業所においても、市内の障がい児・者も利用をしているので、この報道のあった翌日の5日に、北海道渡島総合振興局の職員とともに、事業所の現状把握のために現地確認を行っている。現地ではNPO法人の課長ほか1名の方と面談をし、事業所内の様子を確認したところであるが、事業所は平常通り運営をされており、利用者の御家族から、今後の運営に関する問い合わせ等が複数あったけれども、事業所でお会いしたお2人の方は、今回の事件の内容の詳細を承知でないということもあって、利用者やその御家族の要望に応え、事業をできれば継続したいという意向を示されていた。なお、利用者家族への説明会を開催する予定であるということも伺っており、説明会の日程については2月7日土曜日に開催される予定の臨時の理事会で決定するというので5日の現地での調査を終わっている。その後、9日の説明会が開催された。担当課で出席をさせていただいているけれども、法人側からは利用者の方々、保護者への説明で、法人の経理は理事長の独断で行われており、他の職員は今回の事件に一切関与していないと考えているとの説明

があった。2月7日の土曜日に開催をされた理事会では、現理事長を解任し、新理事長を選任する方向で今後の手続きを進めることを確認し、来週早々臨時総会を開催して、新理事長を選任すること、あるいは現在実施している就労支援継続B型及び放課後等デイサービスについては、今いる従事者によりこれまで同様サービスを提供していきたいと説明があったところだ。市としては、事業者が利用者に対し適正にサービスを提供しているか、今後も定期的に状況確認を行い、必要に応じサービス提供の内容について指導を行っていくとともに、必要に応じ事業者、それからサービス等利用計画を作成している相談支援事業者、そして利用者の御家族の方等々サービス内容の協議を行い、場合によっては他のサービス提供事業者への変更についても検討をしていきたいと考えている。また、このたびの事件の進展によっては、障害者総合支援法に基づき市として法人に対する処分を検討することとなることから、放課後等デイサービスを所管する渡島総合振興局と足並みをそろえて対応をしたいと考えている。なお、障害者総合支援法においては、事業所の代表者が禁錮以上の刑に処せられた場合、事業所の指定の取り消し、または期間を定めて、その指定の全部もしくは一部の効力を停止することができる旨定めているところだ。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ お聞きの通りだ。ただいまの説明も含め、本件について各委員から何か御発言あるか。

○板倉 一幸委員

- ・ 我々も新聞報道で知って大変驚き、この事態の推移を見てきたわけけれども、新聞報道にも何回かにわたって出されてきて、一番心配されているのはこの事業所を利用されている方々で、今後どうなっていくのか大変心配されているだろうと思う。この法人にかかわって、認証は北海道だが、それ以降いろいろな事業を申請するなり、事業の実態あるいは経理なり経営なりと、こういうことに対しての市のかかわりと、市のこれまでの対応はどうなっているのか。

○保健福祉部長（種田 貴司）

- ・ NPO法人が全体トータルでどういった事業を行っているのかについては、私ども詳細承知しているところではございませんで、指定をしている事業についてのみかかわりを持っているわけであり、就労支援B型の指定にかかわる権限が平成24年から函館市に移譲されているので、それ以降の指導監査は函館市が行っているところだ。昨年8月にも実地指導に行っており、法人全体のものではなく、就労支援B型にかかわる指導監査を行い、書類等も見させていただいているけれども、特に大きな問題もなかったが、利用申し込みをされるときに、利用者、そして利用者の方から利用申込書兼個人情報使用同意書を取得することになっているが、それを取得していない、同意を得ていない利用者がいたということで、それについては今後しっかりと同意を取るようにと指導をさせていただいて、その後確認したところ、全ての方から同意が得られるようになっていることが、昨年あった。

○板倉 一幸委員

- ・ 指定をしている事業だけの監査をしているという話だが、当然監査なり、指導も含めて、されるのは確かに指定をしている事業に限るのだけれど、しかしその事業所が、法人が、例えばどういう実態にあるかだとか、あるいは、新聞報道でいろいろと市民団体の皆さんは、個人的なことに関する評価の問題も言っているようだけれども、どういった運営あるいは経営がなされているのかというような

ところも、やっぱりこれは指定する前に調査なり、あるいは一定の評価なりをするというのが一般的だと思うが、その辺のところはどうか。

○保健福祉部長（種田 貴司）

- ・ 現在、高齢者の介護保険の関係もそうだが、障がいの関係のこういった事業についても株式会社、有限会社、NPO、さまざまな法人がサービスを提供していただくような制度になっており、私ども指定にかかわっては、社会福祉法人であれば、社会福祉法人の指導監督の権限、役割が函館市にあるので、事業所の指導監査とは別に社会福祉法人の監査を行うわけだが、それ以外のさまざまな法人が行われる場合には、条例で定めている設置基準に合致した事業所であるかどうかということの確認はするけれども、その本体の経営状況までは立ち入っていないところだ。

○板倉 一幸委員

- ・ 今回逮捕は偽造有印公文書行使とかいろいろあるけれども、そこまでわかるかどうか、わからないが、事業指定をするのにどういう法人であるとか、そこが適正であるかどうかは、監査ではなくて、把握することが必要だと思う。それを行った上で、どんな団体でも、とにかく申請さえ上がってそれが合致すればやるんだということにはならないと思うけれども、その辺は今後も、法人なり事業者なりがどういう運営なり経営なりされているかは一切関係なく、事業指定を行っていくつもりなのか。

○保健福祉部長（種田 貴司）

- ・ こういった事業者の指定に当たっては、当然誰でもというわけではなく、こういった事業者は指定してはいけないというルールも、法なりに明記されているので、そういった方が仮に申請してきても指定をしないわけだけれども、そういった欠格にあたらぬ方々が基準に合致した申請をしていただくことになれば指定となるのが現状、現実の姿だ。

○板倉 一幸委員

- ・ 先ほどの部長の説明の中でも、例えば法人の経理を理事長が独断でやられていたと法人の方がおっしゃっていたと言っていたけれども、そういった不祥事なり、事件なりが起きる温床になり得るのではないかと思う。その辺のところは正しく運営されているのかどうかということを判断、評価なりして、指定してもいいのかどうかをすべきではないかと思う。今回のことだけではなくて、この先の問題もあるから、こういったことが二度と起きないようにしていただきたいと思うけれども、その辺のところはどうか。

○保健福祉部長（種田 貴司）

- ・ 事業所を運営する法人と法人が運営する事業所という形になるわけだけれども、先ほど言ったように、社会福祉法人が運営しているのであれば当然経理の内容まで含めて私どもが入るし、医療法人であれば北海道が入るし、株式会社であれば当然監査法人もあるだろうし、商法上の取り扱いということになると思う。NPOだから、今は都道府県の認証にすぎないというか、認可でも何でもなしという形でNPOが設立されるので、それぞれの法人としての所管、それぞれが対応していただくことになるのではないかと考えている。本当に今、介護も障がいもさまざまな法人が事業所運営が可能になっているので、その全ての運営形態まで事業所の指定のときにチェックは、なかなか現実的ではないのかと考えている。

○板倉 一幸委員

- ・ 代表者が禁錮以上の刑に処せられた場合には指定の取り消しがあるという話だが、今回の場合は、現理事長を解任して新理事長を選任するという話だけれども、起こした時の理事長、現理事長が禁錮以上の刑に処せられた場合には指定の解除になるということなのか。

○保健福祉部長（種田 貴司）

- ・ 正直申しまして、函館市としても初めてのケースなものだから、この法に書いてある条文をどのように解釈したらいいのか、今この場では即答できないのが正直なところだ。先ほど言ったように、放課後等デイサービスが渡島総合振興局の指定になっているので、そこと足並みをそろえて、どうったケースの場合にこの条文に該当するのか、これについては協議を始めさせていただいており、市としても結論を出さなければならないと考えている。申しわけないが現状ではまだ結論が出ていない。

○板倉 一幸委員

- ・ 最後に、冒頭申し上げたが、事業を利用されている皆さん大変心配していると思う。一応事業継続をするというようなことだが、その辺の見通しは何かお話をしてお聞きになっているのか。

○保健福祉部長（種田 貴司）

- ・ 利用されている方々、保護者の方も含めて、継続していただきたいという希望もあるし、働いている方々も、利用している方のためにも続けていきたいという意向をお示しいただいているので、私どもとすると、それに越したことはないのかと、指定が継続してそのままいくのに越したことはないと思っている。後は私も新聞報道を読ませていただいて情報を得ている範囲だが、やはり資金的な問題とか、あるいは場所が今のまま続けていけるのかどうかといったことは不安を感じている。今まだ、きょう明日にという話ではないと思っているので、そこは慎重に対応する必要があるだろうと考えている。先ほど言ったように、場合によっては他のサービスに移行することも視野に入れながら対応していく必要があると考えている。

○板倉 一幸委員

- ・ 終わる。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ ほかに御発言あるか。佐古委員。

○佐古 一夫委員

- ・ 聞いていると、会計の内容は理事長しかわからないんだと。それで理事会が理事長を解任して新しい体制でやっていきたいと言っている。私ちょっと疑問に思う。前理事会にそういう資格があるのか。結局理事長の暴走は、やっぱり一義的にはまずは理事会がとめなければならないというか、気づかなければならない。当然監査もいると思う。だから、理事長の尻尾切って、それで今の理事会が新しい方を選任してというところにちょっと。私も理事会の方や運営の内容は全然承知しないから、強くは申し上げづらいけれども、一般的には理事会にもそれなりの責任はあったのではないかと。それでその責任があったと思われる理事会が今後そういうことを継続していくことについて、どうなのかと思うけれども、どのように捉えているのか。

○保健福祉部長（種田 貴司）

- ・ 本当に私どもも最終的に処分ということになったときに、どういった対応をするべきなのか悩んでいる、道とも協議をさせていただいているところであり、要は現理事長が交代さえすれば続けられるという判断に立つものなのか、あるいは今おっしゃったように理事会全体の責任として、やはり理事長が交代したからといって継続させるということが果たしていいのかどうかの判断を、道と協議させていただいているところであり、御指摘の通りだと思う。

○佐古 一夫委員

- ・ 安心した。部長がそういう御認識を持ってこの問題に当たるのであれば、きっといい結論が出てくるだろうと思うので、その辺も十分踏まえてほしい。しかしながら、先ほど板倉委員もおっしゃっていただけれども、利用者の方に迷惑がかかるのが一番まずい状況だから、そうならないことも踏まえて、しっかりやっていただければ。終わる。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ ほかに御発言あるか。市戸委員。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 今るるお話を聞いていたけれども、まずこのNPO法人に対する市民からの苦情や、それからうわさ話、そういうことがこの間、平成19年からこの法人立ち上げているけれども、そういううわさを聞いていたのか、いなかったのか、そこら辺はどうだったのか。

○保健福祉部長（種田 貴司）

- ・ 苦情とかうわさとかというお話であり、苦情については、私どもが承知している範囲では、昨年10月にあった。その苦情にかかわる事実があったのかどうかということで、現地に入り、調査を行ったけれども、これは結果的に特に大きな問題、具体的な問題が、事実あったとは確認できなかった。一方的な苦情が1件あったということだ。それから、うわさはうわさなので、なかなかこういった公の場で、どういったうわさがあったのかはお話しにくい部分があるけれども、確かに2、3、私のところには運営が大丈夫なんだろうかという不安の声を、昨年になってから聞いたことがある。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 昨年の10月に苦情があったということだが、どういう苦情であったか、ちょっと心配だ。就労支援だとか、放課後等デイサービスというのは、障がい者の方たちが通っているところであって、そこに対する、どういう苦情があったのか。

○保健福祉部長（種田 貴司）

- ・ 結果としてそういう事実がなかったということを確認しているので、どういった内容かは控えさせていただきたいと思う。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 苦情の内容はお話しできないということだけれども、2、3、うわさ話があったことについて、それが本当なのかどうかという調査はしたのか。

○保健福祉部長（種田 貴司）

- ・ うわさの域を出ないと私は理解をしていた。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 最終的に運営が大丈夫なのかといううわさに対しては、今回資金繰りに困っていた、お金の借りる方法はこれしかなかったということでこういう事件に発展しているわけだけれども、そこで、このうわさが立ったところで、きちんとNPO法人と対応していたら、ここまではいかなかったんじゃないかと思うけれども、そこら辺で市の責任はどう感じているのか。

○保健福祉部長（種田 貴司）

- ・ うわさは、NPO法人に対するものであり、私どもがかかわっている指定事業所に直接関係するものではなかったもので、そのときには、NPO法人の運営そのもの、経営そのものに関与する立場にもないので、そこについては触れていない。

○市戸 ゆたか委員

- ・ NPO法人に対するうわさということだが、NPO法人がこの事業所をやっているわけだから、そこはきちんと調査すべきだったのではないかと私は思う。それと、就労支援B型と放課後等デイサービスは、利用されている方にとっては、すごい貴重な居場所だと思う。私、昨年、放課後等デイサービスについて質問させていただいて、そのときに今函館市の現状は定員90名で、134名が利用しているということだけれども、そのうちの3カ所がこの法人が運営している、事業をやっているということだが、この3カ所で利用している放課後等デイサービスの人数は何人くらいなのか。

○保健福祉部障がい保健福祉課長（鍋嶋 康文）

- ・ 直近、12月でデータを取って見たところだが、その当時はまだ4カ所運営しており、「わらさんど」が11名、「あおぞら」13名、「ひまわり」19名、「はまかぜ」13名、以上56名が利用していた。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 12月時点では4カ所で、今3カ所だ。やはりこの放課後等デイサービス一つとっても、本当に親御さんたちが助かっている事業なわけだ。そのうちの、134名中56名が路頭に迷ってしまうことにならないようにしてほしいと思うが、先ほど来聞いていると、この理事会にも大きな問題があると思うので、NPO法人に関しては立ち入らないと先ほどから言っているけれども、そこに立ち入らなければこの事業所をやってもらえるかどうかの判断もできないと思うけれども、そこら辺は、もうちょっと踏み込むということはできないのか。

○保健福祉部長（種田 貴司）

- ・ 先ほどもお話したように、NPOの認証は北海道だし、放課後等デイサービスの指定も北海道なので、なかなか立ち入ることは難しいと思っているが、現状、放課後等デイサービスについては、2月1日から2カ所開設されている。いずれも、定員10名、2カ所だ。それと今月中にもう1カ所開設されると北海道から伺っている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ あと3カ所の放課後等デイサービスができるが、それでも足りないと思う。大体600人くらいの障がい児の方がいらっしゃると思うので、全然足りないと思うけれども、やはり何回も繰り返しになるけれども、このNPO法人でやれるようにしていくためには、NPO法人の中身もきちんと指導してほしい。それは道が指導することになると思うけれども、それを市と一緒にやっていただきたいと思う。何回も質問して申しわけないけれども、そこをやらない限り、この事業所の継続は成り立た

ないと私は思う。

○保健福祉部長（種田 貴司）

- ・ 今のお話は、現在の事業所がそのまま継続することを前提としてお話をされていると思うけれども、先ほどからお話しているように、今後の推移によっては取り消しもあり得るから、この法人が継続することを前提としたお話というのはなかなか難しい。それをどなたかがかわりに行うこともあり得るし、いろいろなケースが考えられるので、現在の法人に入っていくというようなことは私としては考えていない。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 取り消しあり得るということで、多分それだけのことをやっていると思うけれども、そのあとのフォローは一体誰がすることになるのか。先ほど答弁いただいた56名の放課後等デイサービスの子供たちのフォローはどういうふうにしていくのか。まだそこまで検討していないのかもしれないけれども、これから検討していかなければならないし、悪いことしたから事業所をやめまじょうと、単純なことにはならないと思うけれども、いかがか。

○保健福祉部長（種田 貴司）

- ・ 今回のケースに限らず、一般的な話として、いろいろなサービスの事業所が閉じることになった場合には、閉じる段階で他の事業所へ振り向けるということ、事業所もみずからの責任で行っていただく必要があるわけけれども、事と次第によっては、廃止、撤退する事業所がそこまでできないこともあり得る。当然そうなった場合には、行政としてその方々のサービス提供をどうするべきかということ、それは行政の責任として行わなければならないので、場合によっては、他のサービス提供事業者への変更についても、市として携わっていかなければならない。そういう責務は行政にあるという認識だ。

○市戸 ゆたか委員

- ・ わかった。それと資金繰りに困っていたということでこういう事件に発展しているが、就労支援B型と、放課後等デイサービスで、もちろんそこに勤務している方もいるが、事業に対する収支決算というのは、きちんとなされていたのか。

○保健福祉部指導監査課長（田中 瑞穂）

- ・ 事業所に対しての指導監査については、平成24年度に函館市に権限が移譲してから、3年に1回ペースで各事業所に出向き、実地指導を行っており、たまたま今回の当該事業所については昨年8月に行って、そのときには特に問題はないということで、調査を終えている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 平成24年度から3年に1回というのは、法律的にそうなっているのか。3年に1回で収支報告はいいということになっているのか。

○保健福祉部指導監査課長（田中 瑞穂）

- ・ 法律でなくて、北海道と道内の中核都市で定めた要綱に基づいての実地指導だ。

○市戸 ゆたか委員

- ・ そこでは3年に1回だけれども、特別問題はなかったということで押さえていいか。3年に1回と

いうよりも、きちんと収支報告書も本当はできればいい。そこら辺は中核都市としての権限で毎年とはならないのか。

○保健福祉部指導監査課長（田中 瑞穂）

- ・ 要綱では3年に1度だが、このたびのような重大な事件が発生した場合には、翌年度に行うという要綱になっているので、翌年度に行う予定だ。

○保健福祉部長（種田 貴司）

- ・ 要綱で、介護も障がいもそうだが、事業所ごとにこういった種類の事業所については3年に1回とか、こういった事業所については毎年入るとか、要綱上決めている。そして、入って何かおかしい点があった場合には、毎年入る。何も問題がなければ、3年に1回とか、事によっては6年に1回というものも、介護ではある。だけれども、何かあれば、それは6年後まで入らないということではなくて、何かあれば翌年も、それでもダメならその翌年も、毎年入っていくということになるので、この事業所は平成26年に入って、特に問題がなかったのも、来年入る予定はなかったけれども、今回のことがあったので、来年度、法人がどういう状況になっているかはあるけれども、これは来年度も入るべき事案が発生したと考えている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ これから詳細なことがわかってくると思うけれども、私が心配しているのは、やはりそこを利用している利用者のご家族の方に迷惑のかからないような方法で行政としても責任を持って携わっていただきたい。終わる。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ ほかに、御発言ないか。（なし）
- ・ それでは、発言を終結する。
- ・ 理事者におかれては、本日の議論を踏まえ、今後の対応を進めていただきたいと思う。
- ・ ここで、理事者は御退室願う。

（保健福祉部 退室）

- ・ 議題終結宣告

---

2 その他

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 次に、2のその他だが、各委員から何か御発言あるか。（「なし」の声あり）
- ・ 散会宣告

午後3時05分散会